○下関市建築審査会条例

平成17年２月13日

条例第274号

（趣旨）

第１条　この条例は、建築基準法（昭和25年法律第201号）第83条の規定に基づき、下関市建築審査会（以下「審査会」という。）の組織、委員の任期、議事その他審査会に関し必要な事項を定めるものとする。

（組織）

第２条　審査会は、委員５人をもって組織する。

（委員の任期）

第３条　委員の任期は、２年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

２　委員は、再任されることができる。

３　委員は、任期が満了した場合においては、後任の委員が任命されるまでその職務を行う。

（会議）

第４条　審査会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

２　会議の議長は、会長をもって充てる。

３　会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

４　会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（関係者の出席等）

第５条　審査会は、必要があると認めるときは、関係者に対し、必要な資料を提出させ、又は出席を求めて意見若しくは説明を聞くことができる。

（会議の公開）

第６条　会議は、これを公開する。

２　前項の場合において、議長は必要があると認めるときは、傍聴人の数を制限することができる。

（会議録）

第７条　議長は、会議録を調製し、会議の次第及び出席委員の氏名を記載しなければならない。

２　会議録には、議長及び会議において定めた２人以上の委員が署名しなければならない。

（幹事）

第８条　審査会に、幹事若干人を置く。

２　幹事は、市職員のうちから市長が任命する。

３　幹事は、会長の命を受けて審査会の会務を処理する。

４　幹事は、審査会に出席し、審査事項について意見を述べることができる。

（庶務）

第９条　審査会の庶務は、都市整備部建築指導課において処理する。

（委任）

第10条　この条例で定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成28年３月24日条例第43号）

この条例は、平成28年４月１日から施行する。